

「ふくしま再生の会」について－田尾陽一『飯舘村からの挑戦』を読んで－

原田誠司 長岡大学名誉教授

約2年前、東京の会合で、久しぶりに、田尾陽一さんと大永貴規さんにお会いした際、「ふくしま再生の会」の理事長、副理事長の名刺をいただいた。

私・原田は田尾さんとほぼ同年齢の東大闘争時代の両氏の友人、当時は東大経済系大学院院生、現在は大学退職者・無職＝長岡大学名誉教授。

昨年12月に、書店で、＜田尾さん、本出したんだ＞と思い、『飯舘村からの挑戦』（ちくま新書、2020年12月、以下、『挑戦』と略）を購入して読みました。同会のWebサイトも見ました。いいですね。東日本大震災10年の節目に、大いなるショック＝展望を与える本です。

☆若干の前置き

実は、私は、10年前の東日本大震災について、「東日本大震災と産業の再生」という小論（長岡大学地域研究センター『地域研究第11号』（2011年11月）を書きました。今回読み返してみたら、その「はじめに」には、次のように書いてありました。

「2011年3月11日午後2時46分－M9.0の大地震が東日本（東北関東地域）を襲った。当日、筆者は川崎市産業振興会館で開催予定の川崎市産業振興財団新産業政策研究所イノベーションシステム研究会の開始（15：00）直前の時点で直撃された。研究会は当然にも中止。しかし、当日は帰宅できず、川崎駅東口地下のA Z E R I Aで一晩を過ごすことになった。いわゆる帰宅難民であった。」 3・11のこの事態は今でも鮮明に覚えています。

さらに、同小論では、「東日本大震災復興基本法」成立（6月24日）、「復興への提言～悲慘のなかの希望～」発表（6月25日、東日本大震災復興構想会議・議長：五百旗頭真氏）、「東日本大震災からの復興の基本方針」発表（8月11日、東日本大震災復興対策本部）、特例公債法・再生可能エネルギー特別法成立（8月26日）を経て、8月26日に菅 直人首相退陣表明、9月2日野田佳彦内閣発足を経た感想を次のように、書いていました。

「以上、大震災発生から6ヶ月を経て、やっと、基本方針発表という段階までこぎつけた。だが、政府＝民主党政府の対応は「遅い」という印象が一般化した。しかし、筆者は別に民主党の肩を持つわけではないが、「遅い」とは思わない。日本の縦割り官僚主導の政府の対応はこんなもんだと思う（政治主導と言いながら官僚を動かさない民主党の政治主導の限界でもあるが）。逆に言うと、国民・住民はそんなに政府に依存するなということだ（これは自民党政府時代も同じ）。」

これを前置きに、いくつか私見を述べてみたいと思います。

上記の「復興基本法」、「復興への提言」および「復興の基本方針」には、「復旧」ではなく「復興」＝「新たな地域社会の構築」をめざして、「減災の地域づくり」と「地域・コミュニティ主体の復興」を基本に進めることが強調されていました。10年目の現在、この基本方向はどこまで実現されたのでしょうか。10年目の政府声明、マスコミ等報道では、＜ハードの整備＞と＜原発事故処理の遅延＞が強調され、基本方向＝「復興」の到達点には全く触れられておりません。

☆非原発事故エリアー＜減災のまちづくり＞＝女川町ー

当初の「提言」等の観点からは、女川町の＜減災のまちづくり＞が注目されます。＜減災＞とは、防波堤・防潮堤等による津波災害からの＜防災＞だけではなく、災害時被害（人的・物的）を最小化する＜減災＞の考え方であり、「逃げる」ことを基本にまちづくり（ハード、ソフトの）を行うこと。

女川町は、「海が見えるまちづくり」を基本に、ハード面では、三段階の整備ー海辺の低地に公園地区、中段（4 m以上）に商店街、高台（17 m以上）に住宅街と町役場ーを行い、商店街は木造平屋のテナント方式で津波で壊されてもすぐ建て替えられるよう設計し、津波警報が出たら一斉に高台に「逃げる」、他方、ソフト面では、避難訓練＝「津波伝承女川復興男」レースを毎年行っている（高台にのぼる階段はいくつも整備）とのこと。また、若者中心に、

町内の高台に21個の新石碑「女川いのちの石碑／千年後の命を守るために」「この石碑を絶対に動かさないこと」を建てた（10年前の津波の際に女川町の震災前に津波警告石碑は撤去されていた）。それでも、町の人口は震災前の10,000人から6,200人に減少した（以上は、『週刊文春』3月18日号、テレビ東京の震災特番企画「災害サバイバル」2021年3月11日20：00～による）。

女川町の対応は、注目すべき「復興」の事例です。しかし、これは、非原発事故エリア（岩手県、宮城県）のケースです。もう1つ、原発事故エリア（福島県）はどのようなのでしょうか。極めて深刻です。

☆原発事故とは－＜天災＞か＜人災＞か－

田尾さんは、『挑戦』のなかで、「被災」と「被害」を明確に区別し、福島は「被災者・地域」ではなく「被害者・地域」という認識が不可欠であると提起しています。全くその通りです。＜天災＝地震・津波にみまわれた自然災害＞は、自然現象による災害ですので責任者・機関はおりません。これは「被災」ですね。しかし、＜人災＝地震・津波被害発生の防止を怠ったために引き起こされた災害＞は、被害発生を防止しなかった責任者・機関等が明確に存在します。これは、人が引き起こした＜人災＞です。原発事故被害エリア（福島県）は、明確に＜人災＞です。原発を稼働している東京電力と原発を国策として推進している政府は原発事故を防止できなかった責任、つまり、原発の安全運用ができなかった責任（原発を造った責任以外の）があります。

田尾さんたちの「ふくしま再生の会」（以下、「再生の会」と略）は飯舘村で放射能測定の実動を行っていますが、これは言うまでもなく、飯舘村が東電第一原発の放射能大量放出の被害を受けたためです。放射能放出を防止できていれば、飯舘村は今回の大震災でもほとんど被害に会わなかったと言えます（飯舘村は東電原発から30km超エリア）。

☆菅野宗夫さんの＜協働の3原則＞

田尾さんたちは2011年6月6日に飯舘村に入り、佐須地区の菅野宗夫・千恵子さん宅を訪問し、そこでの話し合いの中から「再生の会」をスタートさせます（飯舘村は、原発事故当初は安全と言われ避難民1500人受入、4月に突然計画的避難指示、6月6日時点で村民3分2が避難、6月20日に全村民避難、2017年3月末に避難指示解除、長泥地区は現在も帰還困難区域）。

その際の田尾さんたちが賛同した菅野さんの次の「協働の3原則」（菅野さんの講演要旨、『挑戦』60頁）が重要です。「①明確な人災である。②原子力発電所はそもそも事故を収束させる技術を当然持っているべきである。③村民が帰村して安心して農業を営み生活できる施策を打つべきである。」

☆山口栄一さんが東電の放射線大量放出の責任を実証

今回の事態は、＜②が出来なかったので、①になり、したがって、③が不可欠＞、ということになります。すでにご存じかもしれませんが、山口栄一さん（当時、同志社大学教授、その後京都大学教授、2021年4月から立命館大学教授、田尾さんと同じ東大理系大学院物理専攻出身の後輩。山口さんは現在、日本ベンチャー学会副会長、原田は同学会会員で友人）が、原発事故直後の4月時点で、東電・政府の事故責任（原発の設計ミス等以外の運用ミスの）を次の文献で、明確に指摘しています。

＊山口栄一『イノベーションはなぜ途絶えたか－科学立国日本の危機－』（ちくま新書、2016年12月刊）の第4章、FUKUSHIMAプロジェクト委員会『FUKUSHIMAレポート 原発事故の本質』（山口氏が委員長。寄附によるボランティア調査を行い報告書を刊行した。日経BPコンサルティング、2012年1月）の第1章をご覧ください。

☆放射線大量放出の制御－東電の原発制御＝炉心冷却は可能であった－

東電・政府（マスコミ）は、＜大津波到来→1～3号機の原発の全交流電源喪失→原発制御不能→炉心冷却不能→放射能放出（水素爆発）→津波は想定外→天災→原発事故の責任はな

い>という説明（理屈）をしています。山口さんは、＜全電源喪失→原発制御不能＞に直結しないことを実証しました。全電源が喪失しても、「最後の砦」＝「隔離時冷却系」が稼働して、炉心を冷却していた。1号機は8時間、2・3号機は20時間以上、電源なしでも炉心を冷却するよう設計されており、実際に、その通り稼働していたことを、山口さんはデータで実証しました。

したがって、菅直人首相（民主党）は「3月12日」に早期の「海水注入」を求めています。1号機の水素爆発（12日15:36、海水注入＝ベント開放19:04）はともかく、これと同時刻に海水注入が3号機にされていれば、3号機の水素爆発（13日8:41）による大量の放射能放出（高濃度放射性セシウム・ヨウ素）による10万人以上の避難は回避できたはずでした（3号機の放射能飛散量は、1号機の約1.7倍とのこと）。2号機のメルトダウン（14日17:00）に対する海水注入も遅れました（14日19:54）。山口さんは、第一原発の「2号機と3号機の原子炉水位がともにプラスであった3月13日午前3時まで」にベントを開けて圧力を抜き、海水をすみやかに注入していれば、放射能被害は1号機からだけ（現状の6分の1）で済んだ」と結論づけたのです。

しかし、菅首相の要求に対し、東電側責任者（武黒一郎フェロー）は2・3号機のベント＝海水注入「不行使」を回答、原子力安全・保安院、原子力安全委員会代表者もこれに同意し、水素爆発等による放射能物質の大量拡散の惨状を招いてしまった。ところが、マスコミからは、専門外の菅首相がベント開放を叫んで、混乱させたかのような誤った情報が拡散された（マスコミも無知であった。筆者もそう記憶している）。

山口さんは、＜東電の経営者の「技術経営」に、重大な注意義務違反が認められる＞と述べ、放射能の大量拡散の責任は東電経営陣にあると実証しました。この場合の「技術経営」（MO T＝Management of Technology）は上記の「最後の砦」＝原子炉をコントロールする炉心冷却可能な「物理限界」を守ることであり、東電経営陣はこれを守らなかった（当然知っていたはずだが、海水注入すれば、廃炉になり膨大な損失が予想されるので「不行使」）。原発事故の報告者は沢山出ていますが、こうした実証と責任の在り方を明示したのは、山口さんたちの報告書だけです。

*なお、山口さんは、2005年4月25日のJ R西日本の福知山線転覆事故（尼崎市での）もMO Tの失敗であると指摘。つまり、1996年の線路カーブの設計変更（半径600mから304mに）にともなう「限界転覆速度」は時速106キロを超えた120キロで当日走ったので転覆した。

「運転士のミス」ではなく、「限界転覆速度」の遵守を指導しなかったJ R西日本に責任がある。しかし、会社の責任は問われなかった。山口栄一『J R福知山線事故の本質』（N T T出版、2007年）を参照。

山口さんは、菅野さんの提起に対する回答を明示しています。東電は、菅野さん指摘の「事故収束の技術」は持っていながら、行使しなかったのです。飯舘村民は「被災者」ではなく、全くの「被害者」です。東電（政府）には、放射能大量拡散の責任をとってもらわなくてはなりません。

☆＜協働の原則＞とは何か－支援と被支援の関係をやめる－

原発事故の「責任」が明らかになった（東電や政府はその点をごまかし、裁判での責任も不問の状況ではあるが）次に、では、菅野さんの＜協働の3原則＞の「③村民が帰村して安心して農業を営み生活できる施策を打つべきである」との施策はどうなっているのでしょうか。上記の当初の「提言」等の「復興」＝「新たな地域社会の構築」や「地域・コミュニティ主体の復興」は菅野さんの提起への回答になっているのでしょうか。

田尾さんたちの「ふくしま再生の会」の活動は、まさに、その有力な回答であると言えます。田尾さんは、『挑戦』のなかで、菅野さんとの話し合いのなかで「協働」することを確認し、これが「再生の会」誕生の瞬間であった、と述べています。「協働」は「再生の会」の活動のキーワードですね。そう思って、読み進めますと、『挑戦』の後半（199～200頁）で明らかになります。＜協働とは支援者と被支援者の関係をやめること＞、なぜか、そう区

別していると＜お互いくたびれちゃう＞からだ、と。支援者は、＜都会で寂しい人が来て、ここで元気になる＞。

ここまで読んで、東大闘争を思い出しました。医学部処分への憤激（支援－被支援）が東大体制への異議申し立ての運動になり（支援も被支援もなくなり）、みんな元気になった、ことを思い出します。

田尾さんが、避難指定解除後（2017年4月～）、飯舘村に移住してしまった（あえて、「してしまった」と表現します）のは、言行一致という以上の重みがあります。誰にでもできるわけではありません。身をもって、支援・被支援をやめ、超えたわけですから。

☆「再生の会」活動とは－原発廃炉見据えた長期の自然との共生社会形成へ－

この＜協働＞の考え方に貫かれて、「再生の会」の活動が明確にされています。「再生の会」の趣旨ではこう述べられています。

＜大自然の大きな力の前に人間が翻弄され、安易に自然をコントロールできるという慢心の上に、敗北した原発事故＞という＜三重苦の福島地域＞において、＜自然の力の前に謙虚に学びつつ、長期間にわたり、自然を構成する空気・土・水・海・植物・動物そして人間の営みの本来の姿を復活させていく＞ことを目指して、＜被災を自分のものとして自立的に考える諸個人・諸国民、農林水産・牧畜などの知恵を持つ人々、自然を観察し分析するさまざまな技術を持つ人々が集まり、被災住民とともに学びつつ、本来の自然とそれらと共生する人間の生活を復活させる＞必要がある、そして、＜長期にわたる原発の廃炉過程を看視し、最終的な自然にもどる姿を見届ける＞と。

ここから、「再生の会」は、＜自然と人間の共生の生活の復活＞を目指して、＜長期の原発廃炉過程＞を見届けつつ、＜ふくしま＞が＜自然にもどる姿＞を見届ける、ことをめざします。これは、当初の「提言」等が提起した「地域・コミュニティ主体」の「復興」＝「新たな地域社会の構築」を目指していると言えるのではないのでしょうか。「再生の会」の活動は、自立した多様な人々の原発廃炉を見据えた長期の自然との共生社会形成を目指す活動である、と言うことができると思います。「提言」等の提起を唯一、実現しようとする活動ではないのでしょうか（客観的に見て）。10年目のマスコミの諸報道は何を見ているのでしょうか。

☆展開する「ふくしま再生」の活動－新しい人のネットワークの形成－

「再生の会」の活動は、『挑戦』のなかで詳しく紹介されております。私は、それは、一言で「新しい人のネットワーク」形成だと思えます。

「再生の会」の活動テーマは、「福島復興に向けた調査・交流・実験・行動」ですが、これがすごいですね。いわゆる＜Do Tank＝調査・企画して実際に行動・実現する＞ですね。「趣旨に賛同する個人会員による自主的な活動」を＜この指とまれ＞方式のプロジェクトで参加者を募り（インターネット放送局活用）、展開しています（NPO法人）。

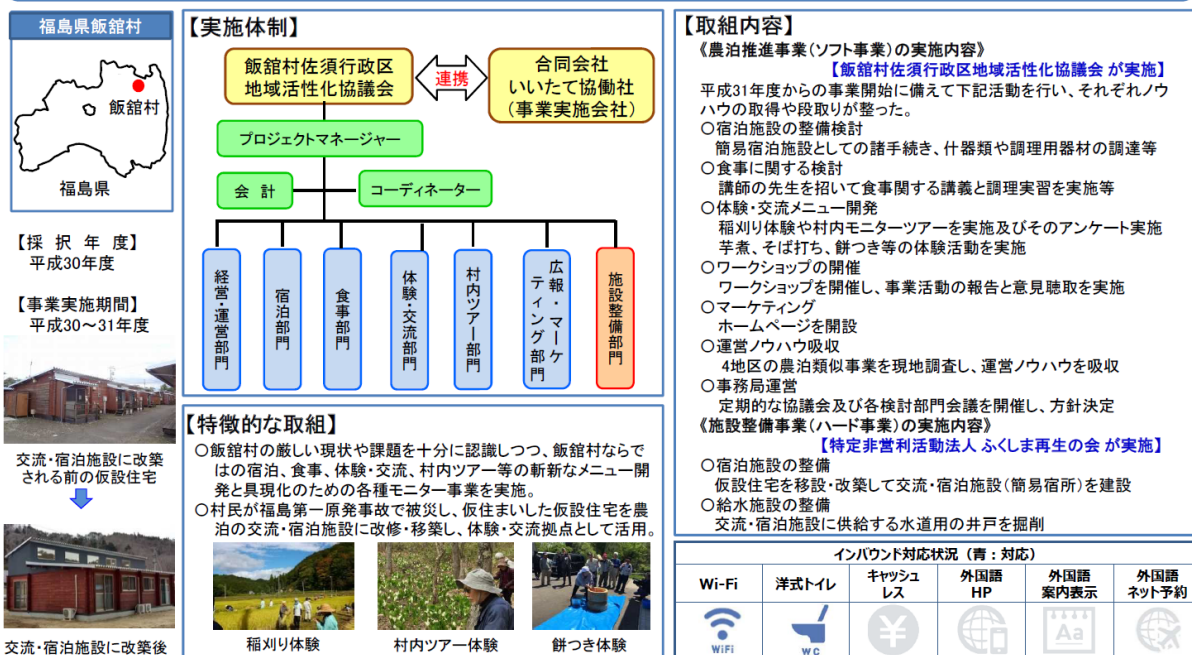
放射線量の測定については、高エネルギー加速器研究機構KEK（大学共同利用機関法人、つくば）の物理学研究者や放射線専門家等との共同で実施し、情報を公開し、対策を立てる。飯舘村全村の放射線量分布を測定し、除染対象の特定と除去実施、安全な場所の特定と拡大、さらに、放射線量の時系列変化の測定、定点計測と見える化、詳細マップ作成等を実施してきています。これは、居住地域の放射線量計測とその結果への対応を住民自身が行って地域づくりを行うことであります。今のところ、こうした活動は飯舘村に限られています。他の地域への拡大が不可欠です。そうでなければ、避難指定が解除されても人々は戻らないでしょう。政府・自治体は、「再生の会」と連携して、この方向を支援しなければなりません。避難指定解除だけでは生活できる地域にはならないのです。

さらに、除染については、家屋、植物、山林等多くの測定・除染方法が試みられていますが、「第5章課題解決を目指す」に詳しく紹介されています。ご覧いただきたい。このなかで、生活再建に向けた「心と健康」を推進する「健康医療ケアチーム」の立ち上げと活動、さらに、地域コミュニティ再生に向けた「佐須行政区地域活性化協議会」の設立と同協議会による「農泊事業」（2017年度、農水省）への申請・採択（原発事故地域で唯一、下の図表参照）により、宿泊施設「風と土の家」（800人宿泊）が整備されたこと、加えて、隣接した「交流の家」の建設も紹介されています。

飯館村佐須行政区地域活性化協議会

いいいてむら
[福島県飯館村]

○飯館村は、2017年3月末に福島第一原発の事故に伴う避難生活が解除されたが、帰村した村民は1,300人程度にとどまっております。本地域の再生・活性化のために、本協議会を設立し農泊事業に取り組むこととした。
○帰村した住民だけでなく、他地域に住む人、NPO・企業・研究機関等との協働によるネットワーク型の地域再生を目指し、農泊事業を通して交流人口を増やしていく。



こうした「ふくしま再生」の活動・事業は、住民、ボランティア、学生・高校生、研究者・専門家（KEK、東大農学部、他大学等）、外国人など多様な職種・年齢の人々が自らの意思で参加し「このゆびとまれ」方式で活動できたことにより、成果をあげています。これは、職種・年齢・国績等を越えた新しい人のネットワークであり、共生社会形成に進んでいることを示していると思います。住民の方々の声は、『挑戦』第8章「5年目の報告会」（235頁～）をご覧いただきたい。

☆今後の期待－阿武隈ロマンチック街道再生へー

地域活性化の未来は、「風と土の家」をはじめ、＜虎捕の郷＞（とらとりのさと）（地域住民と村外の人々の魅力発信・交流による地域活性化）事業のスタート、農泊事業の推進、現代アートプロジェクトなど地域を主役に、自然と人間が共生する社会形成に向かっていきます（『挑戦』の第7章、終章参照）。その中でも、私見としては、田尾さんが計画している「阿武隈ロマンチック街道再生構想」をぜひ、実現していただきたい。いいですね、夢のある構想ですね。

追伸：ほとんど活動はできないと思いますが、「再生の会」の会員に申し込みます。私は、現在、大学発ベンチャーの調査研究を行っています。その観点からすると、「復興」の一環として東北の産業イノベーションが言われてきましたが、「再生の会」のような人々の自立的な精神・活動と柔軟なネットワーク形成の観点がなければ＜とても無理＞（企業誘致の発想ではダメ）と思います。

（2021年3月22日）